



第 26 号

発行人 菅原 哲朗  
 編集人 小林 真理

日本スポーツ法学会事務局  
 〒190-0015 東京都立川市泉町九三五番地

電話 〇四二一五四〇一〇九二  
 FAX 〇四二一五四〇一〇八九  
 総合スポーツ研究所内  
 二二六―三〇一

## 夏期合同研究会 開催される

二〇〇五年度夏期合同研究会が七月二三日(土)午後一時三〇分から岸記念体育会館(財)日本体育協会・理事監事室で開催された。

## 第13回 大会案内

# テーマ 「スポーツにおける法の下の平等」 12月18日(日) 早稲田大学国際会議場で開催

一二月一八日(日)、早稲田大学国際会議場3階の会議室において、第13回大会を開催します。全体のテーマは「スポーツにおける法の下の平等」です。今年度は、自由研究発表の応募が多く寄せられましたので、受付を八・四〇から行い、九・〇〇から自由研究発表を始めます。例年通り、午後から基調講演(一三・三〇)、シンポジウム(二四・四〇)を予定しています。報告者とテーマは以下の通りです。年に一度の大会

です。研究の成果を共有して活発な議論を行うとともに、懇親を深めたいと思います。皆様のご参加を心よりお待ちしております。参加の申し込み、自由研究発表のプログラムについては別紙をご覧ください。

### ■基調講演

「スポーツにおける平等の諸次元」

井上典之(神戸大学)

### ■シンポジウム

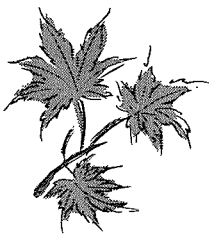
(1)「市民スポーツに見るスポーツ権の実際と課題」(仮題)

辻田宏(高知大学)

(2)「障害者スポーツというスポーツはあるのか?」田中信行(日本体育大学)

(3)「スポーツにおける朝鮮学校等に対する差別」矢花公平(弁護士、矢花公平事務所)

### ■討論



今回のテーマは「指定管理者制度とスポーツ施設の法的問題」であった。指定管理者については様々な議論がなされているが、本学会においても、この研究会で取り上げることとした。地方公共団体は、平成一八年九月までに、スポーツ施設の管理・運営を指定管理者制度を採用するか、直轄を選択するかを決断をしなければならない。既に指定管理者制度及びその他の関連規定の制定を終えたところも多い。しかし、未解決な法的問題も少なくないことから、スポーツに係る法的問題として検討を行うこととしたものである。

右テーマの下で、3名の会員による報告が行われた。小林真理会員による「指定管理者制度一般に

関する法的問題とスポーツ施設・文化施設との比較から」、吉田勝光会員による「地方自治体での取り組みの現状」、伊賀野明会員による「指定管理者制度のはらむ問題」―利用の立場から考える―の三件（報告順）であった。

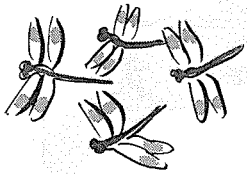
小林報告では、まず、「公の施設」の管理、指定管理者制度の立法経過及び理由について言及し、「地方財務制度の改革に関する答申」（一九六二年）の思想を踏まえ、更に指定管理者選定の実例として、同会員が関与した文化施設（横浜市磯子区民文化センター、三重県総合文化センター）やスポーツ施設（丘の公園）に関する説明がなされた。

吉田報告では、地方公共団体の指定管理者制度への取り組みの現状を伝えることを主眼として行われた。まず、愛知県では指定管理者制度が行政改革の一環として行われていることから、愛知県の行政改革（「あいち行革大綱二〇〇五」）について触れ、さらに愛知県のスポート行政の現状について報告をした。法的問題としては、

指定管理者制度に係る立法政策が重要問題であるとの認識から、条例、規則等の関連例規制定の現状が紹介された。

伊賀野報告では、指定管理者制度を利用者の面から報告されたものである。地方公共団体の中で、より良いスポーツ行政・施設管理の在り方の開発に取り組んでいる地方公共団体が紹介され、その例として盛岡市教育委員会や多賀野市等の取り組みが取り上げられた。質疑は、指定管理者制度に関して発生が予測される法的問題、特に事故が発生した場合の責任等について意見が取り交わされた。上記三件の報告については、年報第一二号に原稿が掲載される予定である。詳しくは年報をご参照下さい。

（吉田勝光 記）



### 事故判例研究 専門委員会報告

事故判例研究専門委員会の研究会が、九月十七日（土）午後一時三〇分から岸記念体育会館で開催された（参加者二六名）。今回は、後掲(1)～(3)の3事件に係る判決を取り上げた。平成一六年七月に国（厚生労働省）が一般市民による自動体外式除細動器（AED: Automated External Defibrillator）の使用は医師法一七条（医師以外の者の

医療禁止）違反にはならないとの見解を示したこと、後掲第3事件において死亡事故の死因が心臓震盪であるとの初めての判断が示され、今後の救護体制への大きな影響が推測されること等から、最近の救護義務違反が問題となった第1事件及び第2事件を選び、更に心臓震盪に関する初判断となった第3事件を併せて検討判例とした。第1事件及び第2事件は臨床医学に携わる武者春樹会員に、第3事件は実務法曹である望月浩一郎会員にお願いした。

- (1) 第1事件（私立高校生体育授業持久走能力テストでの死亡事故）…大阪地裁平成九年九月十七日判決（判時一六四二号一一二頁、判タ九六二号二一九頁）
- (2) 第2事件（公立高校生体育水泳授業中溺死事故）…札幌高裁平成一三年

一月十六日判決（判時一七七四号五二頁、判タ一〇九四号二二一頁）

(3) 第3事件（公園での児童キャッチボール投球命中死亡事故）…仙台地裁平成一七年二月十七日判決（判時一八九七号五二頁）

武者会員からは以下の報告があった。まず、冊子「循環器病と治療に関するガイドライン」『心疾患患者の学校、職場、スポーツにおける運動許容条件に関するガイドライン』について（日本臨床スポーツ医学会誌一二巻二号別刷。本年度中に改訂予定）を参照しつつ、日本体育・学校健康センターに掲載された突然死の事例を元に小・中・高等学校等について、突然死の実態、原因疾患等の説明がなされた。うち、七〇～八〇パーセントは心臓関係であるとの指摘があった。その上で、基礎疾患を有する者に対して運動をさせる際の指導者の注意義務として、①基礎疾患の把握、②メディカルチェックの重要性、③運動許容条件内の指導が指摘された（「日本臨床スポーツ医学会学術委員会内科部会報告」）。次に、基礎疾患を有さない者でも潜在性の疾患によるスポーツの事故が発生し、最悪の突然死を防ぐためには、救命救急処置に習熟し、適切に行うことが出来ることは指導者として必須であることが強調され、更に、基礎疾患を有する者を含んでスポーツ指導を行うのであれば、AEDの設置が望ましいことが指摘され

た。

第1事件については、事実関係の確認、事故発生時刻の不確実性、他の教員による呼吸・脈拍の確認の有無、呼吸も脈拍も停止していないのに意識がない理由の不明確さ、脈拍・呼吸を未だ確認できる状態での対応（観察行為の適否）等の疑問が提示された。第2事件については、担当教諭が講習を受けたジルベスター法を採用したことが不適切であるとすることはできない、との判決について同方法の内容及び現在ではほとんど採用されていない方法であること等の説明があった。

武者会員は、第1・第2事件のような場合に病院に到着して救命に努力しても生存率は数%でしかなく、心室細動・心室頻拍等の致死性不整脈は、死亡率が一分に一〇%ずつ低下することから、倒れてから数分以内の初期対応が生命予後を大きく作用する。昨年からAEDの使用が一般の人にも認められ、発生を見ていた者・近隣にいる者(Dystander)の初期治療が人の命を救う為には最も重要であり、積極的に適切な基礎救命処置(BLS: Basic Life Support)を行う社会の形成が必要であると締めくくった。

望月会員からは第3事件について次の報告があった。まず、事案の概要、判例要旨の説明の後に、同事件がボール命中死亡事故であることから、過去の「野球・ソフトボールにおけるボ

ルが当たった事故判例」一七件を、「ボールを注視していないためにボールにあたる事故」等の五類型に分け、本事件を「ボールの使用を対象としていない施設において発生したもの」の類型に属するとした。その上で、因果関係の判断、結果回避義務、予見可能性について報告がなされた。望月会員が独自に入手した、事件現場の「山崎公園概略図」の配付もあり、事件の具体的事情が理解しやすくなった。本報告は、年報第一二号に報告内容が掲載されるので、詳細についてはそちらをご参照いただきたい。

質疑は、司会者の判断で、最初に医学的観点からの質問を受け、その後経過失論(注意義務)、因果関係論等といった法学的観点からの質疑を受けることとされた。まず、医学的観点からは、スクーバダイビングへの妥当性、泳げる人の溺死と心臓疾患との関係、講習に要する時間の長短、救急関係資格の要否、特に脈拍(心臓)停止や呼吸停止との救急措置(AED等)との関係について臨床医学専門の武者会員に相次いで質疑がなされた。

その他法的責任等の質疑については、AEDの設置・管理責任(設置台数・場所の適否、事件発生時の現場到着時間の長短等)、外部の部活動指導者の責任が中心的に議論された。医師から示された運動許容条件はどこまで利用できるか、心肺蘇生法は肺が動いている

状況での可否等の質問もなされた。

スポーツ事故と医療の現場とは密接不離の関係にある。①裁判における死因等に関する医学的判断において、法医学者と臨床医学者とは微妙に異なること、②現在の捕手用のプロテクターでは、胸にボールが命中したことに起因する心臓震盪を防ぐことはできないこと等、今回の報告により、今後も

# 理事会議事要録

## 二〇〇五年 第三回

日時：二〇〇五年七月二三日(土)

二時～三時

場所：岸記念体育会館スポーツマンクラブ

出席理事：菅原哲朗会長、浦川道太郎

副会長、望月浩一郎副会長、小林真

理事務局長、井上洋一、佐藤千春

委任状提出者：小笠原正、奥島孝康、

諏訪伸夫、中村浩爾、湯浅道男

### 審議事項

#### 1、新入会員について

・五件の入会申し込みがあり、すべて承認された。現会員数は二八七名。

・庄美奈子(俊則法律事務所)

・榎原義比古(摂南大学法学部)

・岡崎祐史(湊川短期大学)

・谷塚 哲(谷塚行政書士事務所)

・松倉功治(関西大学法科大学院生)

#### 2、第13回研究大会について

・大会テーマが「法の下の平等とスポーツ」に決定した。

・報告候補者として、以下の名前が挙げられた。

井上典之(神戸大学) 基調講演

辻田 宏(高知大学)

矢花公平(弁護士)

田中信行(日本体育大学)

#### 3、年報第12号刊行・販売に係る合意事項について

・年報出版契約書原案について、若干の修正意見が出され、修正点をエィデルと交渉することが確認された。

4、アジアスポーツ法学会創設について

・韓国側から、規約について当学会案を提示すること、創設大会における報告者五名を確定して欲しいこと、という依頼について、原案づくり、人選



本学会に医療関係者が積極的に参加されることの必要性を一層痛感した。  
(吉田勝光 記)

を三役に一任することが了承された。

5、新規研究会について

「スポーツ契約」をテーマにした研究会(浦川理事担当)設置の提案があり、承認された。

6、年報編集について

順調に編集作業が進んでいる旨が報告された。

7、ジュニアスポーツフォーラムについて

『二〇〇五ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム(講演録)』が配付された。

8、メーリングリストの件

会員メーリングリストの開設に関して、一〇月に会員に予告し、総会時に再度確認することが了承された。

9、その他

学会大会の日程

事故問題研究会 九月十七日(土)

一三時三〇分、岸記念体育会館2F理事監事室

第13回研究大会：二〇〇五年十一月

一八日(日)、早大国際会議場

第14回研究大会：二〇〇六年十二月

一六日(土)、早大国際会議場

次回理事会 九月十七日(土) 一時

時、岸記念体育会館スポーツマン

クラブ

-----

-----

-----

-----

二〇〇五年 第四回

日時：二〇〇五年九月十七日(土) 一四時

場所：岸記念体育会館スポーツマンクラブ

出席理事：菅原哲朗会長、望月浩一郎

副会長、小林真理理事務局長、小笠原

正、萩原金美、濱野吉生、森川貞夫

委任状提出者：井上洋一、諏訪伸夫、

中村浩爾、日野一男、湯浅道男

議題

1、新入会員について

三件の入会申込みがあり、すべて承認された。現在の会員数は二八七名。

大谷和彦(大谷法律事務所)

長屋貢嗣(長屋貢嗣法律事務所)

松本直城(クラーク記念国際高校)

2、第13回研究大会について

自由研究発表の申込みが六件あり、四件が承認された。二件は書類不備のため、再度書類の提出を依頼することが確認された。

3、スポーツ仲裁シンポジウム後援の件

十一月二十六日(土)に予定されているスポーツ仲裁シンポジウムについて、昨年同様の後援することが承認された。

4、年報出版契約について

原案通り、エイデル研究所と契約を前提に話を進めることが承認された。

5、アジアスポーツ法学会について

十一月三〜六日の創設大会(ソウル)に向けて準備が進んでいることが報告された。また、再度、会員に向けて案内を呼びかけることが確認された。

6、年報第12号の編集作業について

順調に進んでいること、頁に不足が出たため企画ものを掲載することが

報告された。

7、その他

次回理事会の予定 一〇月三日(土) 一四時、岸記念体育会館スポーツマンクラブ

第2回

スポーツ仲裁シンポジウム

十一月二十六日(土)、第2回

「スポーツ仲裁シンポジウム」

が開催されます。昨年に続き、

今回も後援団体の一つに当学会

も加わりました。事前申込制で

すので、参加を希望される方は、

本会報に同封されている別紙に

従って手続をして下さい。

-----

-----

日時：十一月二十六日(土)

一三：〇〇〜一七：〇〇

(一一：三〇開場)

場所：上智大学10号館講堂

第一部

「アンチ・ドーピングの現在」

第二部

「スポーツ団体のガバナンス」

◎ 訴訟化時代に向けた、スポーツ関係者必携の書  
 スポーツ施設・スポーツ管理者・スポーツ指導者のための  
**スポーツ法危機管理学**  
 日本スポーツ法学会会長 弁護士 菅原哲朗 著 ●A5判 128頁 定価：2200円

**季刊教育法 No.146**  
 特集 **子どもの安全をどう守るか**  
 垣添誠雄/喜多明人/船木正文/安達和志/橋本恭宏 他 ●9月25日発行 定価：2000円

発行：**エイデル研究所** 102-0073東京都千代田区九段北4-1-9  
 TEL.03-3234-4641 FAX.03-3234-4644

最新のスポーツ法学基本書 発行：不慮書房  
 スポーツ事故・ドーピング・オリンピック・性差別・スポーツ仲裁・ビジネス・プロスポーツ・肖像権・etc. ....  
 【導入対話】→【基本講義】→【展開講義】  
**導入対話によるスポーツ法学**  
 小笠原正(東大) / 井上洋一(奈良女子大) / 川井圭司(同志社大) / 齋藤健司(筑波大)  
 諏訪伸夫(筑波大) / 濱野吉生(早稲田大) / 森浩寿(日本大) ■本体 2,900円(税別)  
 【編集代表】  
**SHINZANSHA**  
**スポーツ六法**  
 小笠原正(前日本スポーツ法学会会長) / 塩野宏(東京大学名誉教授) / 松尾浩也(東京大学名誉教授)  
 【編集委員】 浦川道太郎 / 菅原哲朗 / 高橋雅夫 / 道垣内正人 / 濱野吉生 / 守能信次  
 【編集協力】 石井信輝 / 森浩寿 / 山田貴史 / 吉田勝光 ■本体 3,200円(税別)  
**信山社** 〒113-0033 東京都文京区本郷 6-2-9-102 東大正門前  
 TEL.03-3818-1019 FAX.03-3818-0344 E-mail:order@shinzansha.co.jp